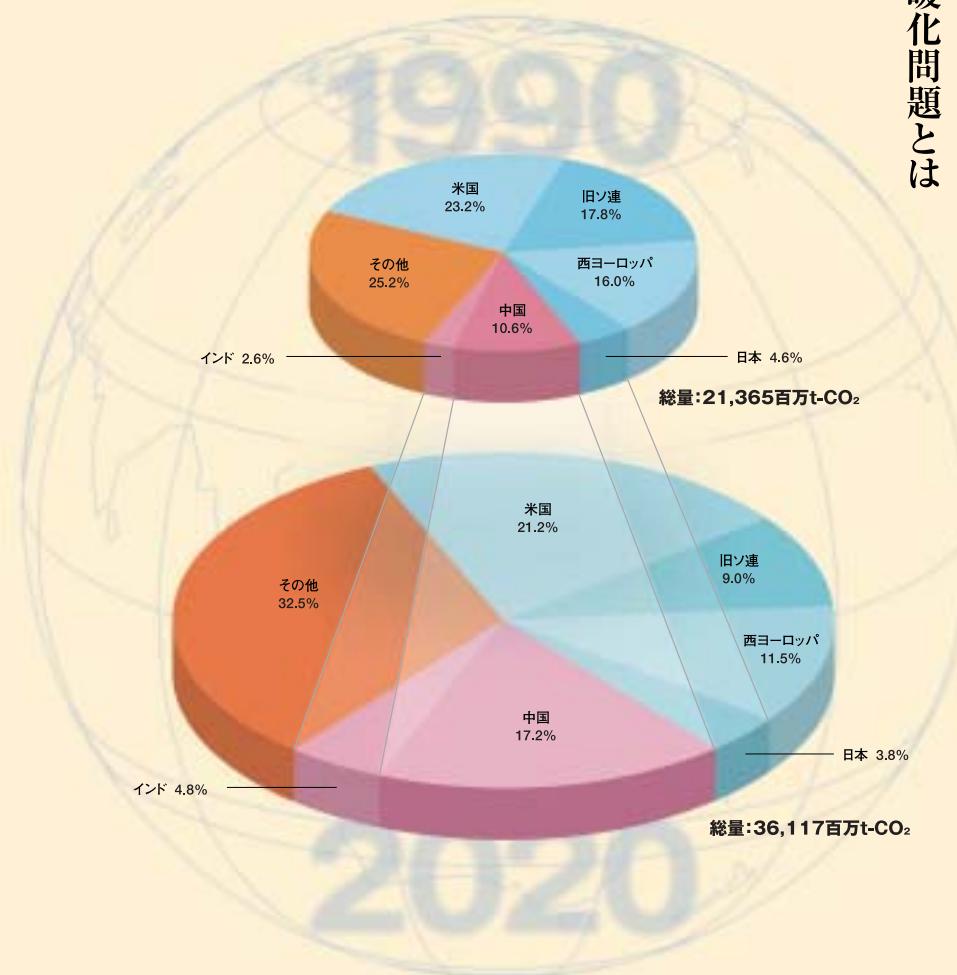


地球温暖化問題とは



出典:Energy Information Administration, International Energy Annual 1999 and Annual Energy Outlook 2002

はじめに

1997年12月に京都において気候変動枠組条約の議定書が採択され、議定書に定められた第一約束期間(2008年～2012年)への最初の一歩として、各国が地球温暖化を防止すべく、温室効果ガスの削減目標に向け様々な取り組みを開始しました。

我が国には、温室効果ガス排出量を90年比で6%削減するという目標が定められており、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源CO₂の排出削減が求められています。しかし、すでに省エネルギー技術の開発や原子力開発などの実績をあげてきている我が国の一人当たりのCO₂排出量は低いレベルにあり、世界最高水準のエネルギー効率を達成しています。

この最高水準のエネルギー効率に達している我が国が、さらに効率を改善してCO₂の排出を抑制するためには、多大な削減コストを支払わなければならないという問題があります。平成大不況ともいわれる経済環境のなかで、目標を達成するためには、マクロ経済への大きな負担を伴うことが予想されます。

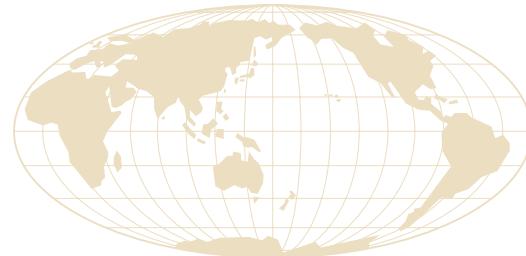
地球温暖化に対しての取り組みは、地球環境と経済活動の双方を考慮しつつ取り組まなければならない問題です。このため新たに策定された地球温暖化対策推進大綱は、経済や雇用等へ及ぼす影響を踏まえ、「環境と経済の両立」という理念のもと策定されました。

また、地球規模で考えた場合に、米国、ロシアといったCO₂排出に関する超大国が現在批准していない(2003年5月現在)という問題や、今後排出が急増すると予想される途上国が削減義務を負っていない、という問題がいまだに残っています。

こうした中、京都議定書では定められていない2013年以降の国際的な枠組みについては、世界各国が協調し、対策を進める共通のルール作りが求められています。

このパンフレットでは、そうした問題の認識をふまえつつ、京都議定書を中心としたこれまでの経緯および世界各国の議定書を巡る取り組みを紹介しています。

皆さまが地球温暖化およびCO₂削減に関し考える上での一助となれば幸いです。



CONTENTS

地球温暖化問題とは ————— 3

地球温暖化問題と京都議定書 ————— 5

地球温暖化問題と日本の取組み ————— 11

地球温暖化問題と世界各国の状況 ————— 13

京都議定書における日本の削減目標値 ————— 19

将来の枠組みの構築 ————— 20

諸外国の京都議定書を巡る動向

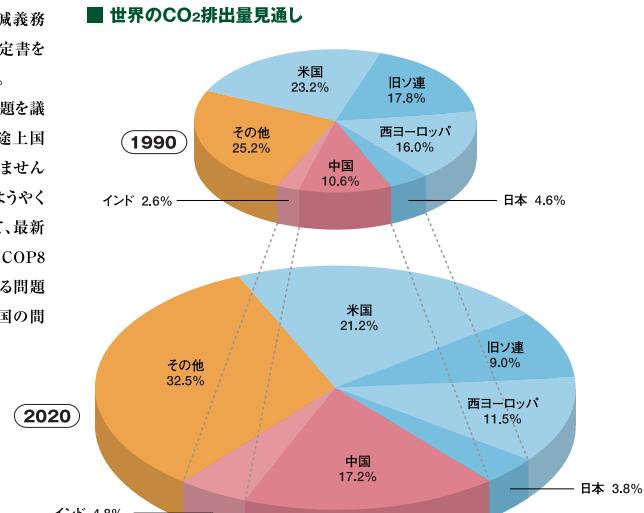
~途上国問題~

非附属書I国の動き

■韓国、インド、中国は議定書を批准。しかし、削減目標なし

1992年の気候変動枠組み条約から、京都議定書の策定、その後の締約国会議の過程において「温暖化を招いたのは、エネルギーを大量に消費して経済発展を遂げてきた先進国の責任」とする非附属書I国(途上国)と「急速な経済発展を遂げている途上国全体の総排出量は、将来的には先進国全体を上回ることが予想されるため、地球規模の温暖化防止の実効性を高めるためには、途上国も削減義務を負う必要がある」とする附属書I国(先進国)の主張は激しく対立してきました。地球温暖化問題における「南北対立」です。

1995年のCOP1(ベルリン)では、途上国に対し既存の条約との義務の他に新たな削減等の約束は導入しないこととするが決定されました(ベルリン・マンデート)。この決定に基づき京都議定書には途上国の削減義務が全く触れておらず、米国が議定書を離脱する理由の一つとなっています。先進国は、過去の締約会議でこの問題を議題として取り上げようとしたが、途上国側の反発に合い、全く進展が見られませんでした。しかし、2001年のCOP7でようやくこの問題が議題に上りました。そして、最新の締約国会議である、2002年10月のCOP8では、この途上国の削減義務に関する問題が主たる議題になり、先進国と途上国との間で激しい論争が繰り広げられました。



出典:Energy Information Administration, International Energy Annual 1999 and Annual Energy Outlook 2002

非附属書I国と日本の削減目標に関する比較

	CO2排出量 世界シェア(1999年)	削減目標
中国	13%	なし
インド	4%	なし
大韓民国	2%	なし
日本	5%	▲6%(90年比)

COP8について(2002年10月 於:印度・ニューデリー)

~EUなどに反発する途上国側に、議定書を離脱した米国が側面支援~

2001年のCOP7において、京都議定書に関する運用ルールの大部分が合意(マラケッシュ合意)されたことを受けて、我が国やEUは議定書を締結、ロシアが締結すれば議定書は発効するという状況になっています。ただ、削減目標を達成できなかった場合の措置に法的拘束力を持たせるかという論点については未決着となっており、京都議定書が発効した後の第1回目の会合(COP/MOP1)において改めて交渉されることとなっています。重要問題が発効後に話し合われることとなっているため、2003年5月現在のCOPの最新の会議である、印度のニューデリーで開催された「第8回気候変動枠組み条約締約国会議(COP8)」では、大きな決定事項がありませんでした。このためEUや日本などは、これまで棚上げされてきた、途上国にも削減義務を課す問題について協議する格好の場と捉えました。これに対し、途上国側が「排出削減を約束しているが、先進国は排出量を増加させている」と猛反発。議長国で会議の議長を務めた、印度のバル環境・森林相が最初に示した政治宣言(「デリー宣言」)の草案は、京都議定書に関する記述がなく、また、途上国の削減義務には一切触れず、先進国から途上国への技術移転や資金援助の重要性を強調するなど途上国寄りの内容でした。最終的には、双方の歩み寄りにより、「デリー宣言」には途上国も含めた温室効果ガス削減の必要性が盛り込まれましたが、この議長草案をめぐって、日本・EUなどの先進国側と、印度・中国などの途上国側との根強い対立が浮き彫りになりました。さらに、これまで途上国抜きでの削減義務は受け入れられないとして議定書を離脱した米国が、印度草案を「前向きな文章」と側面支援したこと、米国と一部途上国が日本やEUと対立するという、これまでにない構図も生まれました。

「デリー宣言」の主な内容

- 京都議定書のタイムリーな締結を強く求めるとの文言。
- 先進国・途上国ともに排出削減を進めており、排出削減は温暖化による影響への適応とともに高い優先性を有すること。
- 各国(途上国を含む)は排出削減のための行動に関する非公式な情報交換を促進すべき

「法的拘束力」とは

マラケッシュ合意では、削減目標を達成できなかった場合(不遵守)に未達成量の1.3倍を次期約束期間から差し引くことなどを内容とする遵守制度が合意されました。法的拘束力がある場合、遵守制度の実施は各國の法的な義務となります。法的拘束力がない場合、不遵守の場合の措置は各國の意思に委ねられることになります。我が国は、法的拘束力のような厳格な措置を設けることは、将来の枠組みの拡大にもプラスにならず、むしろ障害になるとして、反対のスタンスをとっています。諸外国ではEUや途上国が賛成しているのに対して、オーストラリア、カナダ、ロシアが反対の立場です。

京都議定書が定める日本の削減目標値

～議定書を巡る諸外国との関係の中で日本が抱える削減コスト～

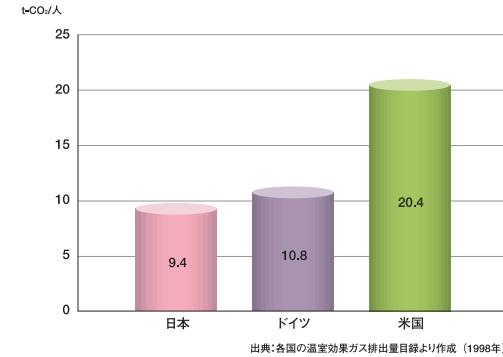
■削減目標:▲6% (90年比) ■99年時排出量: +6.9% (90年比)

我が国はいち早く京都議定書を締結し、▲6%の削減目標を達成することを国際社会に公約しました。同時に、新たな地球温暖化対策推進大綱を策定して、そのための道筋を明らかにしました。ただ、CO₂排出量は経済成長と密接に関係するものであることから、排出削減対策が我が国経済に与える影響には常に注意していく必要があります。大綱も、こうした観点から、我が国経済社会に対する過度な負担を回避し、その負担も公平なものとなるよう留意すると共に、経済や雇用等へ及ぼす影響等を十分に踏まえ、「環境と経済の両立」に資する国内対策を展開しよう、という基本理念のもとで作成されています。

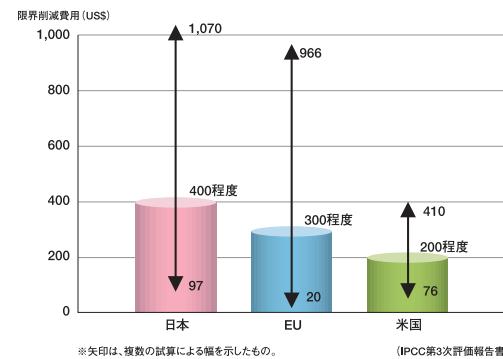
図1は、国民一人当たりのCO₂排出量をドイツ、米国と比較したもので、2度の石油危機の経験から徹底した省エネルギー対策を進めてきた我が国は、1人当たりのCO₂排出量が低く、既に世界トップレベルのエネルギー効率を達成しています。したがって諸外国に比べ、我が国の省エネルギーの余地は限られています。

図2は、削減目標を達成するためのコストを試算したものです。更なるエネルギー効率の改善によりエネルギー起源CO₂の排出を抑制するためには、我が国はEU、米国よりも高い削減費用を負担しなければなりません。実際、我が国が厳しい経済状況にある中、議定書の目標達成のためにはマクロ経済への負担を伴うことが予想されています(図3)。

■日・米・独の一人当たりCO₂排出量比較図 [図1]



■各国削減目標を達成するためのコスト試算 [図2]



■削減達成の場合のGDPへの影響試算 [図3]

スタンフォード・エネルギー モデリングフォーラム (米国) 1999年	▲0.1~1.88%
A研究所 (日本) 2001年	▲1.03%
B研究所 (日本) 2001年	▲0.26%
C研究所 (日本) 2001年	▲0.7%

出典:産業構造審議会環境部会地球環境小委員会資料(2001年)

2013年以降の国際的枠組みの構築に向けて

～地球益のために全ての国が参加する共通のルールの策定を～

2003年5月現在、109カ国・地域が批准(55カ国以上が要件)、附属書I国(CO₂排出量の37.4%分の国々が批准済みです(55分以上が要件))。今後ロシアが批准すると、京都議定書は発効することとなっています。しかし、これまで見てきたように、世界規模で取り組むべき地球温暖化問題は、CO₂排出大国米国の京都議定書離脱、今後のCO₂排出の伸びが予想される途上国問題、比較的容易な削減目標を課せられたEU、などと各国の国内事情を背景にその利害の対立も浮き彫りになります。議定書が定める削減期間は2008年から2012年までの5年間とされ、これが第一約束期間になっています。日本は、京都議定書を批准し、達成が困難と予想される温室効果ガスの排出削減目標▲6%を守ることを決めました。第一約束期間中は、他の国の動向に間わらず、削減目標達成に努めることになっています。

2013年以降のルール策定を

しかし、2013年以降の温室効果ガス排出削減に関する国際的取り決めは、まだ決まっていません。各国内外事情により、これまで以上に国際合意に基づく地球規模の取組みが一段と困難な時代を迎える、また、世界の政治経済情勢も先行きが不透明なままであります。2013年以降の温室効果ガス削減目標に関しては、今まで以上に世界の各国の事情を考慮しつつも協調し、世界の全ての国が参加する共通のルール作りをする必要があります。すでに、経済産業省産業構造審議会環境部会地球環境小委員会においては、こうした観点からの議論がはじめられています。(http://www.meti.go.jp/report/committee/index.html)

京都議定書は、長期的・継続的な排出削減の第一歩としての試みにしか過ぎません。こうした試みを経て、2013年以降、米国や途上国を含めた真に望ましい国際ルールが構築されるよう、最大限の努力を続けていくことが必要です。

————— M E M O —————

社団法人 産業と環境の会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-3-6 TEL.03(3580)2141(代表)

(協力) 経済産業省産業技術環境局環境政策課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL.03(3501)1679(直通)
http://www.meti.go.jp/policy/global_environment/index.html

※本パンフレットは、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の委託事業により実施された平成14年度
調査報告書「産業界における今後の環境政策に関する調査研究」をもとに作成しました。
